

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部改正について

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中の別表にある対象項目のうち、既に廃止になったものを削除し、新たに対象となったものを追加、また、行政サービス内容の変更により項目名を修正します。

【既に事業が廃止になっているため、別表から削除するもの】

1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

- ・住宅建設促進事業に関すること。
- ・排水設備改造資金貸付に関すること。
- ・生活環境改善設備資金貸付に関すること。

【行政サービス等特別措置の対象となる事業が新設され、別表に追加するもの】

1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

- ・家畜ふん尿処理施設等整備促進事業奨励金に関すること。
- ・結婚新生活支援事業に関すること。
- ・特定空家等除却事業補助金に関すること。
- ・芽室町移住促進引越支援助成に関すること。

2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

- ・不育症治療費助成に関すること。
- ・一般不妊治療費助成に関すること。
- ・特定不妊治療費助成に関すること。
- ・産婦健康診査費用助成に関すること。

【内容の変更により、項目名を変更するもの】

1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

- ・子育て世帯新生活応援奨励に関すること。
→ 新築住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。